

## 4 保育料等

保育所等の利用にあたっては、保育料や給食費、バス代、文房具等に係る実費を保護者が負担します。

保育料は、階層区分、保育必要量及び世帯の状況に応じた額を決定します。階層区分は、世帯の市町村民税所得割額（以下、所得割額という。）を基に判定します。

※原則父母が保育料算定の扶養義務者となりますが、父母が非課税の場合は、同居する祖父母の税額で判定することがあります。

給食費は、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかずやおやつ等の費用）があり、各施設が定めた額を施設が徴収します。所得割額、世帯の状況によっては徴収が免除となる場合があります。

### （1）令和7年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和6年度の所得割額で算定 （令和5年中の所得）	令和7年度の所得割額で算定 （令和6年中の所得）

※海外に居住しており市町村民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を市町村民税相当額として算定し、利用料の決定及び副食費免除の対象を判定しますので、別途関係書類の提出を依頼する場合があります。

### （2）保育料の額

所得割額に応じた階層区分、保育料は以下の表のとおりです。なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児（令和7年4月1日時点）は0円となります。

※2号認定・3号認定の階層区分となります。（1号認定の階層区分ではありません。）

階層区分	所得割額	保育料(0～2歳児)	
		標準時間	短時間
1	(生活保護受給世帯)	0円	0円
2	(市町村民税非課税世帯)	0円	0円
3	48,600円未満	17,000円	16,800円
4	1 54,600円未満	23,000円	22,600円
	2 60,600円未満	24,000円	23,600円
	3 66,600円未満	25,000円	24,600円
	4 72,600円未満	26,000円	25,600円
	5 78,600円未満	27,000円	26,600円
	6 84,600円未満	28,000円	27,600円
	7 90,600円未満	29,000円	28,600円
	8 97,000円未満	30,000円	29,600円
5	1 121,000円未満	34,000円	33,500円
	2 145,000円未満	38,000円	37,400円
	3 169,000円未満	42,000円	41,400円
6	301,000円未満	46,000円	45,300円
7	397,000円未満	48,000円	47,200円
8	397,000円以上	50,000円	49,200円



- ・階層区分は、住宅借入金等特別控除や寄附金控除等、適用前の金額で判定します。
  - ・未申告等により階層区分の判定ができない場合は、保育料を最高額、副食費を徴収対象として決定します。速やかに申告し、子育て支援課へ届け出てください。
  - ・2・3号認定における月途中入退所の場合は、保育料を日割りで計算します。（1号認定⇔2号認定等の区分変更を除く。）
- ※入所中の欠席の場合は、保育料の返金はありません。



### (3) 保育料軽減制度

#### ①ひとり親等の世帯のうち所得割額が77,101円未満の世帯

子どもの年齢、入所施設に関わらず2人目以降の保育料は無料となります。  
ひとり親等とは、以下のいずれかに該当する世帯です。

- ・ 児童扶養手当の適用がある世帯
- ・ ひとり親医療費助成の適用がある世帯
- ・ 障がい者手帳を有する者のいる世帯



※条件に該当する場合でも、所得割額が77,101円以上の場合は、階層区分に応じた保育料を決定します。

階層	所得割額	1人目		2人目以降	
		標準	短時間	標準	短時間
ひとり親等	77,101円未満	8,000円	8,000円	0円	0円

#### ②きょうだいがいる世帯

##### 【所得割額57,700円未満の世帯】

第一子の年齢、入所施設に関わらず、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

##### 【所得割額57,700円以上の世帯】

特定の施設に入所している児童（以下、入所児童という。）のうち、2子目は半額、3子目以降は無料となります。特定の施設とは、以下に該当する施設です。

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部

さらに

#### 《就学児童を含み18歳未満の子どもが世帯に3子以上おり、所得割額97,000円未満の場合》

18歳未満の児童から数えて3子目以降の児童は、保育料軽減の対象となります。

軽減後の額は以下のとおりです。

入所児童1子目 → 保育料の3分の2の額

入所児童2子目 → 保育料の4分の1の額

～軽減の対象となる例～

父	...	所得割額	60,000円
母	...	所得割額	20,000円
子	...	10歳	(小学4年生)
子	...	2歳	(保育所在園：3号認定 標準時間)
子	...	0歳	(保育所在園：3号認定 標準時間)



- ・ 所得割額の合計は、80,000円であり、第4-6階層。
- ・ 第2子については、軽減制度には該当しないため満額(28,000円)。
- ・ 第3子については、3子目以降で、入所児童2人目であるため保育料の4分の1となり(7,000円)となります。



#### (4) 副食費の免除 (実費徴収に係る補足給付費認定)

以下のいずれかの条件に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

施設区分	条件
認可保育所 認定こども園 (保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割額が57,700円未満の世帯</li> <li>・ 所得割額が77,101円未満で、ひとり親等※の世帯 ※児童扶養手当、ひとり親医療費助成の適用がある世帯、障がい者手帳を有する者がいる世帯</li> <li>・ 同時就園のきょうだいから数えて3人目以降の児童</li> </ul>
幼稚園・未移行幼稚園 認定こども園 (教育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割額が77,101円未満の世帯</li> <li>・ 小学校3年生までのきょうだいから数えて3人目以降の児童</li> </ul>

※認可保育所等の0～2歳児は、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる。）

**(5) 保育料の納付** (※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当)

「認定こども園、地域型保育事業所」は保育料を**各施設へ**お支払いいただくこととなりますので、ご不明な点等がございましたら、各施設へお問合せください。

<b>納付方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「納付書でのお支払い」又は「口座振替」があります。</li> <li>※口座振替は、金融機関への申請が必要です。振替開始は、手続きから2か月程度かかります。</li> <li>・「納付書」は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等のキャッシュレス決済が可能です。</li> </ul>
<b>納期限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該月の末日 (※12月分は25日)</li> <li>※納期限が土曜・日曜・祝日等で金融機関が休業日の場合は、翌営業日</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限内の納付が確認できない場合は、督促状を発送します。</li> <li>・長期にわたり保育料の滞納がある場合は、給与や財産等の差押えや、児童手当及び特例給付の額から保育料に充当を行います。</li> <li>・特別な事情により保育料の納付が困難な場合は、必ず市子育て支援課へ早めにご相談ください。</li> </ul>

**5 入所選考の流れ**

認可保育所・認定こども園(保育)・地域型保育事業所を希望し、入所希望日が4月1日～6月1日の方

受付期間内に提出

申込受付

対象者	受付開始	受付終了
在園児(継続希望)	令和6年11月1日(金)	令和6年11月22日(金)
在園児(転園)		
在園児のきょうだい		
新規入所	令和6年11月1日(金)	令和6年12月11日(水)

1次選考



保育の必要性の高い方から選考します。申込順ではありません。

選考結果通知(郵送)  
【1月下旬頃予定】

《入所が内定しなかった場合》

2次選考希望調査  
【1月末締切予定】

《入所の内定》

《希望施設を  
変更した場合》 《入所保留(空き待ち)  
を希望した場合》

【市から保護者の方へ】(郵送)  
・選考後の施設の空き状況をお知らせします。  
・希望施設で空きを待つか、希望施設の変更を行うかの調査を行います。  
【保護者の方から市へ】以下いずれか  
・回答フォームから回答  
・回答用紙を持参、郵送

2次選考

選考結果通知(郵送)【2月中旬予定】

《入所の内定》

《入所が内定しなかった場合》

2次選考で内定しなかった場合の希望施設の変更を行うかについても調査を行います。

施設での入所手続き

・施設から郵送、電話等で連絡があります。

入所保留(空き待ち)

・入所可能になった際に市から連絡します。